

学校におけるタブレット PC の効果的な活用に関する調査研究

－個人情報保護・著作権の認知度－

興戸 律子^{*1}・横山 隆光^{*2}・加藤 直樹^{*1}・伊藤 宗親^{*1}・松原 正也^{*3}

第 2 期教育振興基本計画や教育の情報化ビジョンが示され、ICT を活用した教育が進められている。小中学校教員の個人情報保護・著作権に関する認知度の調査を行なった。その結果、著作権に関する項目が個人情報に関する項目よりも認知度が高いことがわかった。さらに、年代による差は認められなかったが、中学校の教員の方が小学校の教員よりも認知度が高いことがわかった。また、質問項目の内容によって認知度に差があることがわかり、具体的な内容を提示した研修を行うことが必要であることがわかった。

〈キーワード〉 タブレット型端末、個人情報保護、著作権、認知度

1. はじめに

平成 23 年度に文部科学省が発表した教育の情報化ビジョンを契機にフューチャースクール推進事業や学びのイノベーション事業等の推進により、小中学校の ICT 環境整備が地域による差があるとはいえ徐々に進んできている。筆者は、2010 年からタブレット PC 教育利用研究会の協力校を対象に、ICT 機器活用に関する教員の意識、活用目的、実践内容等の調査を行ってきた。

今回、学校で取り扱う個人情報保護、著作物について教員の意識の実態調査を行う必要があると考え、調査結果の分析を行ったので報告する。

2. 調査方法

(1) 実施時期

平成 31 年 3 月 1 日～3 月 31 日

(2) 対象者

研究会協力(14 校)の教員（小学校 148 名、中学校 103 名）

(3) 方法

自記式の個人情報保護・著作権に関する質問紙を用いて実施した。質問紙の項目は、横山（揖斐郡中部学校教育会情報教育部会）が作成したものを使用し、倫理的配慮

として無記名とし、個人を特定できないようにした。回収は小学校 148 名、中学校 103 名、合計 251 名で、回収率は 89.0% であった。

(4) 調査項目

調査項目は、性別、年代、担当学年、担当教科などの対象者の情報と個人情報について具体的な事例の内容を知っているかを問う 8 項目、5 件法で回答する 3 項目、著作権について具体的な事例の内容を知っているかを問う 21 項目、5 件法で回答する 3 項目及び自由記述の項目とした。資料 1 参照

3. 結果

(1) 個人情報保護、著作権についての認識

個人情報保護、著作権について既知の事項であるか否かについて答えた項目について以下の結果となった。表 1 に示す調査項目の集計結果(有効回答数 251 人)を表 2 に示す。

個人情報保護に関する項目のうち、最も認知されている項目は「11. 児童生徒の個人情報を新聞・ホームページ等に公開する場合に保護者の同意が必要である」(98.4%) で、認知されていない項目は「7. 一般に電話番号だけでは個人情報に該当しない」(36.7%) であった。また、著作権について最も認知されている項目は「37. 違法サイト

*1 岐阜大学教育学部学習協創開発研究センター

*2 岐阜女子大学

*3 岐阜大学情報連携統括本部

学校におけるタブレットPCの効果的な活用に関する調査研究
—個人情報保護・著作権の認知度—

表1 調査項目(一部)

個人情報	1:知っている 0:知らない
6 個人情報保護法は、氏名、生年月日のように、個人を特定できる情報を取扱う時のルールを定めたものであり、他人や社会に知られたくない私生活に関する情報である「プライバシー」すべてを守るものではないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
7 一般的には、電話番号だけでは個人情報に該当しないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
8 カーナビゲーションシステムに、児童生徒の氏名や電話番号を入力すると、個人情報が登録されることになることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
9 携帯電話に、児童生徒氏名、電話番号、メールアドレスを入力すると、個人情報が登録されることになることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
10 Googleマップの「マイマップ」に児童生徒の氏名と家の位置情報を入力すると、個人情報が登録されることになることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
11 児童生徒の個人情報を新聞やホームページに公開する場合、保護者の同意を得る必要があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
12 学校の緊急連絡網などの名簿は、保護者の同意があれば作成・配布できることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
13 世帯数500件の学校で、保護者氏名・住所・電話番号・メールアドレスを保護者から集め、第三者に提供して緊急メールなどの情報発信するとき、万が一情報が流出した場合、学校が罰せられる事を知っていますか。	1:知っている 0:知らない
著作権	1:知っている 0:知らない
17 学校の放送部が昼休みの放送の際に市販の音楽CDを使ってBGMを流しても、著作権の問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
18 学校の放送部が市販の音楽CDから編集テープを作つて昼休みの放送を流すことは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
19 クラスで卒業記念用DVDにBGMとして市販の音楽CDを使い、無料で配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
20 学校で昼休みの時間にBGMとして、複製したCDを使って音楽を流すことは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
21 テレビで放送された教育番組をビデオやDVDに録画して、翌日の授業の中で生徒に見せても、著作権の問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
22 放送された教育番組を録画し、授業でいつでも使用できるようライブラリ化することは、教育のための複製として認められないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
23 班ごとに相談させて、修学旅行の資料を作らせようと考えていますが、その際に市販の旅行関係書籍やインターネットから得た資料を使うことは問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
24 生徒がインターネットから印刷した絵やデザインを使って発表資料や作品を作る場合、著作権の問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
25 生徒がインターネットから印刷した絵やデザインを使って発表資料や作品を作つて、授業以外の学校行事や展覧会で利用する場合、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
26 学校のホームページを作るとき、案内図のために地図サイトの地図画像を使いたいのですが、著作権者の許可が必要になることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
27 運動会の入場行進の際、プラスバンド部が行進曲の演奏を行なうことは、著作権の問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
28 中学校の文化祭でプラスバンド部による演奏会をします。演奏曲目の中にはPOPSも何曲か入っていても、著作権の問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
29 中学校の文化祭でプラスバンド部による演奏会をします。練習等のために楽譜をコピーして部員に配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
30 学校の運動会の準備をしているのですが、クラスで相談して、連載漫画の主人公を応援看板に描いても、著作権の問題がないことを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
31 運動会等で使つた、人気漫画のキャラクターを描いたプラカードや看板を、体育館に掲示する場合、著作権者の許諾を得ておく必要があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
32 アニメのキャラクターを使った児童の図作品を展覧会に出品すると、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
33 児童生徒の作品にも著作権があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
34 職員会の資料として、新聞の社説をコピーして配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
35 市販の様々な問題集から適当に問題を集めて問題集を作り、これを授業中に生徒に配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
36 業者が副読本の見本をたくさんくれたので、その中から必要なものを抜粋して、児童生徒用の参考資料集を作ることは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない
37 著作権者の了解を得ないで、音楽や映像を配信する違法サイトが増えており、違法サイトと知りながら、そこから音楽や映像をダウンロードすることは、著作権の問題があることを知っていますか。	1:知っている 0:知らない

表2 集計結果 (n=251)

個人情報保護 (%)			著作権 (%)					
問題番号	知っている	知らない	問題番号	知っている	知らない	問題番号	知っている	知らない
6	64.1	35.9	17	78.9	21.1	28	85.7	14.3
7	36.7	63.3	18	62.2	37.8	29	69.7	30.3
8	55.0	45.0	19	72.1	27.9	30	68.3	31.7
9	85.6	14.4	20	62.5	37.5	31	43.0	57.0
10	66.0	34.0	21	86.1	13.9	32	74.9	25.1
11	98.4	1.6	22	45.6	54.4	33	92.3	7.7
12	74.5	25.5	23	90.4	9.6	34	46.2	53.8
13	70.9	29.1	24	80.1	19.9	35	89.9	10.1
			25	70.5	29.5	36	90.7	9.3
			26	55.4	44.6	37	98.8	1.2
			27	90.0	10.0			

と知りながら音楽、映像をダウンロードすることが著作権の問題があること」(98.8%)で、90%以上の項目は33, 36, 23, 27であった。最も認知されていない項目は「31. 運動会で使用したキャラクターのプラカードや看板等を体育館等に掲示する場合に著作権者の許諾が必要である」(43.0%)で、50%以下の項目は22, 34という結果であった。

次に個人情報保護に関する8項目と著作権に関する21項目の平均値と標準偏差、t検定の結果を表3に示す。

調査対象者全員では、著作権に関する項目の平

均値が個人情報に関する項目より優位に高いことが分かった。また、学校種別では、小学校は個人情報保護と著作権に関する項目について優位な差は認められなかつたが、中学校では、著作権に関する項目の平均値が個人情報に関する項目より優位に高いことがわかつた。

個人情報保護と著作権について、小学校教員と中学校教員の平均値と標準偏差、*t*検定の結果を表4に示す。個人情報保護に関する項目では、小学校と中学校では優位な差は認められなかつたが、著作権に関する項目については、中学校の平均値が小学校より優位に高いことがわかつた。

年代別の個人情報保護と著作権に関する項目の平均値と標準偏差、分散分析の結果を表5に示す。個人情報保護、著作権に関する項目とも年代による優位な差は認められなかつた。

表3 個人情報と著作権の認知度

	個人情報	著作権	<i>p</i>
全員	0.690 (0.22)	0.740 (0.19)	**
	[251]	[251]	
小学校	0.680 (0.22)	0.710 (0.18)	NS
	[148]	[148]	
中学校	0.700 (0.22)	0.770 (0.19)	**
	[103]	[103]	

() 内は標準偏差、[] 内は人数

** *p*<.01 * *P*<.05

表4 学校種による個人情報と著作権の認知度

	小学校	中学校	<i>p</i>
個人情報	0.680 (0.22)	0.700 (0.22)	NS
	[148]	[103]	
著作権	0.710 (0.18)	0.770 (0.19)	*
	[148]	[103]	

() 内は標準偏差、[] 内は人数

** *p*<.01 * *P*<.05

表5 年代による個人情報と著作権の認知

	20代	30代	40代	50代	<i>p</i>
個人情報	0.663(0.23)	0.710(0.26)	0.679(0.19)	0.698(0.20)	NS
	[63]	[52]	[44]	[92]	
著作権	0.712(0.19)	0.763(0.18)	0.707(0.20)	0.755(0.18)	NS
	[63]	[52]	[44]	[92]	

() 内は標準偏差、[] 内は人数

** *p*<.01 * *P*<.05

(2)個人情報保護、著作権についての意識

個人情報保護、著作権の取り扱いについて5件法で尋ねた項目について以下の結果となつた

個人情報保護に関する項目 (14-16)

14 学校や地域社会の緊急連絡網のような名簿の作成が中止され、日常生活が不便になったと感じますか。

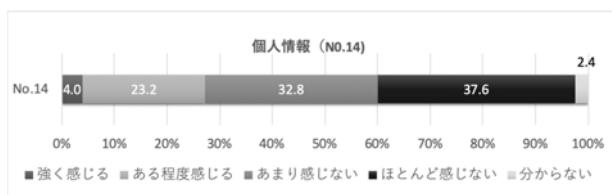


図1 名簿の作成の中止で日常生活が不便になったと感じるか

図1より「ほとんど不便を感じない」、「あまり感じない」と答えた割合を合わせると70.4%であった。このことから名簿の作成が個人情報の漏洩に繋がることの理解が得られ、一覧の名簿に代わる方法で不便でない状況が作られていると考えられる。

15 周囲の人の個人情報保護に関する意識や関心が高まつたと感じますか。



図2 個人情報保護に関する意識や関心が高まつたと感じるか

図2より「強く感じる」、「ある程度感じる」と答えた割合が86.8%と個人情報保護に関する意識や関心が高まつたと感じた割合が高い結果が出た。

16 個人情報が漏れる事案がある一方、「過剰反応」と言われる状況も一部に見られますが、あなたは、今後、国や地方公共団体は、個人情報保護について、どのような方向で取り組んでいくべきだと思いますか。

図3より、18.3%が「これまで以上に個人情報の取り扱いを厳しく規制すべき」としているのに対し、「規制を厳しくする分野と緩和する分野の両面があつてもよい」と

学校におけるタブレットPCの効果的な活用に関する調査研究
—個人情報保護・著作権の認知度—

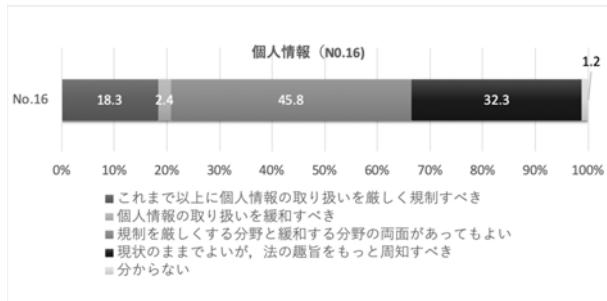


図3 個人情報保護について、どのような方向で取り組んでいくべきだと思いますか

考えている割合が45.8%あった。また、「現状のままでよいが、法の趣旨をもっと周知すべき」も32.3%あった。個人情報保護法という法律の下であるが、約半数が分野により柔軟な運用を求めていたことがわかった。

著作権に関する項目 (38-40)

38 新聞記事や図書の一部について、学級通信や学校便りへの掲載、職員会資料、教科研究会における使用が認められないことを、不便だと感じますか。



図4 新聞記事等の利用が認められないことを不便だと感じるか

図4より、「強く感じる」、「ある程度感じる」と答えた割合を合わせると71.4%であった。新聞記事や図書の一部の利用については、著作権法では、学校など教育機関における複製については「必要最小限とし、著作物を複製する場合はその出所を明示」すれば、著作権の侵害にはならないとしているが、授業での活用、学校行事、クラブ等という条件がある。学級通信、職員会の資料など教育機関での利用であっても認められず、許諾が必要となる。この状況に対して71.4%が不便だと感じていることがわかった。

39 周囲の人の著作権に関する意識や関心が高まったと感じますか。

図5より「強く感じる」、「ある程度感じる」と答えた割合を合わせると68.5%であった。また、「あまり感じな



図5 著作権に関する意識や関心が高まったと感じるか

い」、「ほとんど感じない」と答えた割合を合わせると30.2%となり、個人情報保護の同様の項目(No.15)に比べるとやや低い結果となった。

40 学校では、著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製）によって、授業に用いる場合、授業を行う教員や児童生徒による著作物の複製が認められています。しかし、著作物の複製は、学級通信や学校便りへの掲載、職員会資料、教科研究会における使用、学校ホームページへの掲載は、認められていません。あなたは、今後、国は、著作権について、どのような方向で取り組んでいくべきだと思いますか。

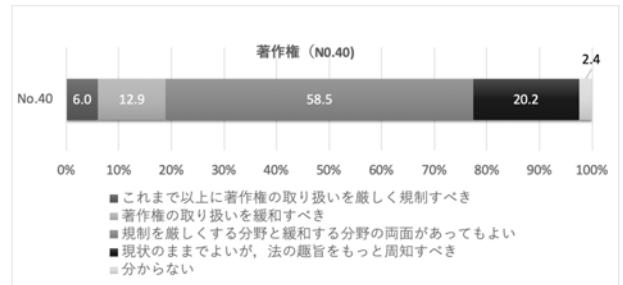


図6 国は、著作権について、どのような方向で取り組んでいくべきだと思いますか

図6より、6.0%が「これまで以上に著作権の取り扱いを厳しく規制すべき」としているのに対し、「規制を厳しくする分野と緩和する分野の両面があってもよい」と考えている割合が58.8%、「著作権の取り扱いを緩和すべき」と考えている割合が12.9%となり、71.7%が著作権法第35条の利用の範囲についてさらなる緩和を求めていると考えられる。「現状のままでよいが、法の趣旨をもっと周知すべき」と考えている割合も20.2%あり、各分野における研修の必要性が求められていると考える。

4. 考察

以上の結果から、個人情報保護に関する認知度は

36.7%から 98.4%と項目によって大きな差があった。このことは、個人情報保護に関する項目の平均では 68.8%の教員が理解しているが、職務上必要な情報を取り扱いによっては違法となることもあり、その線引きが個々の教員には明確になっていないと考えられる。また、著作権に関する認知度でも 43.0%から 98.8%と項目によって大きな差があった。著作権に関する項目の平均では 73.7%の教員が理解しているが、著作権法第 35 条（教育機関における複製等）の解釈や改正等による変更点を含め、理解されていない項目が散見された。

検定の結果、著作権に関する項目の認知度が個人情報保護に関する項目よりも高いこと、特に中学校教員が高いことが明らかになった。このことは中学校教員の方が著作権の取り扱いについて触れる機会が増えていることが推察できるが、項目により認知度の低い内容もあるため、これらの項目を中心に理解が深まるよう重点的に教員研修等で対処するべきである。

5 件法で尋ねた意識調査の項目では、個人情報保護の重要性をよく理解しており、そのための不都合については受け入れていると推察する。さらに個人情報保護に関する意識や関心が高まっていることが示された。しかし、一方規制がどの分野においても一律であることから分野により柔軟な対応を求める意見もあった。

著作権については、利用の制限があることの不便さを感じると回答した割合が 71.4%と高い結果となったが、これは著作権法の第 35 条の解釈が関係していると考えられる。例えば授業中に児童生徒に示すことができる著作物であっても職員会資料や学級通信のために無許可の複製が認められていないため、内容の理解も含めて不便と感じる割合が高くなつたと推察できる。

これらのことから今後の著作権については、分野により規制の厳しさを調整することやさらに緩和すべきと考えている割合が 71.7%あり、教育における資料の適切な利用が望まれている。

5. 終わりに

2010 年からタブレット PC 教育利用研究会の協力校の教員を対象に、ICT 機器活用に関する教員の意識、活用目

的、実践内容等の調査を行ってきたが、ICT 機器の普及に伴い、学校で取り扱う個人情報保護、著作権について教員の意識の実態調査の必要性を感じた。調査の結果、個人情報保護、著作権ともに項目により認知度の差が大きいことがわかったため、今回の調査項目のような具体的な項目を挙げて行うとより理解が深まることが指摘されていることより、教員研修では計画的に内容を検討し行うことが望まれる。

参考文献

- 著作権法第 35 条ガイドライン協議会 (2004) 学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン
工藤典人 他 1 名 (2008) 学校におけるプライバシー保護等に関する調査報告、日本教育情報学会年会論文集, 24, p146-149
総務省(2010)電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン
横山隆光 他 3 名 (2011) 小中学校教育における著作権の現状と課題—各校における研修の効果と問題点から一、日本教育情報学会年会論文集, 27, p118-121
横山隆光, 他 5 名 (2013) 教職員の著作権・個人情報保護に関する意識の変化、日本教育情報学会年会論文集, 29, 234-237
文部科学省(2015)平成 24 年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果（教育の ICT 活用指導力）
横山隆光 (2016) 教育資料利用のための教員の著作権・個人情報保護の継続調査、岐阜女子大学紀要 45, 41-51

謝辞

調査に協力いただいたタブレット PC 教育利用研究会参加校の皆様に感謝の意を表します。
本研究は JSPS 科研費 16K01108 の助成を受けたものである。

本論文は日本教育情報学会第 35 回年会において発表したものと加筆、修正したものである。

学校におけるタブレットPCの効果的な活用に関する調査研究
—個人情報保護・著作権の認知度—

資料 アンケート用紙

授業におけるタブレットPCの活用に関する調査・ご協力のお願い	
(個人情報保護・著作権)	
<p>拝啓 余寒の候、皆様にはますますご活躍のことと慶び申し上げます。日頃よりタブレットPC教育利用研究会で大変お世話になります。さて、岐阜大学学習協創研究センターでは、平成28年度より4年間の予定で科学研究費補助金による「学校におけるタブレットPCの効果的な活用に関する調査研究」を行なっております。今回は、研究会でご協力いただいている学校の皆様を対象に個人情報保護・著作権に関する意識や要望等について調査を実施することになりました。年度末の大変お忙しい時期とは存じますが何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。</p>	
<p>1. 調査の目的 「学校におけるタブレットPCの効果的な活用に関する調査研究」のために、個人情報保護・著作権に関する意識や要望等について先生方のお考えを伺うこと目的としたアンケート調査です。</p>	
<p>2. 調査の対象 タブレットPC教育利用研究会の協力校の先生方</p>	
<p>3. 調査票の構成 調査票はA3用紙1枚(両面)です。該当番号を○で印出し、数字、必要事項をご記入ください。</p>	
<p>4. 調査票の取扱いについて 調査内容の分析は複数の学校をまとめて行い、学校ごとの分析は行いません。また回答データは本研究の基礎資料となり、教育、研究のみに利用されます。</p>	
<p>5. 調査内容照会及び回収方法 岐阜大学教育学部附属学習協創研究センター 岩戸律子 〒501-1193 岐阜市御前町1-1 岐阜大学教育学部附属学習協創研究センター 電話 058-293-3516 FAX 058-293-3584 e-mail otoko@gifu-u.ac.jp 添付の封筒に入れ、封をしていただき、学校ごとにまとめて下さい。</p>	

II. 個人情報・著作権についてお答えください。 (右の回答欄に、1~5を書いてください。)	
回答欄	
<p>個人情報 (右の回答欄に、あてはまる数字(1~5)を書いてください。)</p>	
<p>学校や地域社会の緊急連絡網のような名簿の作成が中止され、日常生活が不便になったと感じますか。</p>	
<p>(13) ますか。 (14) 強く感じる 2:ある程度感じる 3:あまり感じない 4:ほとんど感じない 5:全く感じない</p>	
<p>周囲の人々個人情報保護に関する意識が高まったと感じますか。</p>	
<p>(15) 1:強く感じる 2:ある程度感じる 3:あまり感じない 4:ほとんど感じない 5:全く感じない</p>	
<p>個人情報保護の弊害がある一方、「過剰反応」と見られる状況も一部に見られますがあなたは、今後、国や地方公共団体は、個人情報保護について、どのような方向で取り組んでいくべきだと思いますか。</p>	
<p>(16) 1:これまで以上に個人情報の取り扱いを厳しく規制すべき 2:個人情報の取り扱いを緩和すべき 3:規制を厳しくする分野と緩和する分野の両面があってよい 4:現状のままよいが、法の趣旨をもつと周知すべき 5:分からない</p>	
1~5の数字を記入してください	

個人情報の取り扱いについて、困っていることや改善してほしいことがあつたら書いてください。

著作権	(右の回答欄に、1:知っている 0:知らない の数字を書いてください。)	回答欄
(16) 学校の放送部が昼休みの放送の際に市販の音楽 CD を使って BGM を流しても、著作権の問題がないことを知っていますか。	17	
(17) 学校の放送部が市販の音楽 CD から編集データーフを作って昼休みの放送を流すことは、著作権の問題がないことを知っていますか。	18	
(18) クラスで卒業記念用 DVD に BGM として市販の音楽 CD を使い、無料で配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。	19	
(19) 学校で昼休みの時間に BGM として、複製した CD を使って音楽を流すことは、著作権の問題があることを知っていますか。	20	
(20) テレビで放送された教育番組をビデオやDVDに録画して、翌日の授業の中で生徒に見せても、著作権の問題がないことを知っていますか。	21	
(21) 放送された教育番組を録画し、授業でいつでも使用できるようライナード化することは、教育のための複製として認められないことを知っていますか。	22	
(22) 書籍やインターネットから得た資料を使うことは問題ないことを知っていますか。	23	
(23) 生徒がインターネットから引用した絵やデザインを使って発表資料や作品を作る場合は、著作権の問題がないことを知っていますか。	24	
(24) 生徒がインターネットから引用した絵やデザインを使って発表資料や作品を作つて、授業以外の学校行事や展覧会で利用する場合、著作権の問題があることを知っていますか。	25	
(25) 学校のホームページを作るととき、案内図のために地区サイトの地図画像を使いたいのですが、著作権者からの許可が必要となることを知っていますか。	26	
(26) 運動会の入場行進の際、プラカード部門で進行曲の演奏を行なうことは、著作権の問題がないことを知っていますか。	27	
(27) 中学校の文化祭でクラスや下部による演劇会を行ないます。演劇曲の中には POPS も何曲か入っていますが、著作権の問題がないことを知っていますか。	28	
(28) 中学校の文化祭でクラスや下部による演劇会を行ないます。練習等のために楽譜をコピーして部員に配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。	29	
(29) 学校の運動会の準備をしているのですが、クラスで用紙して、連載漫画の主人公を応援看板に描いても、著作権の問題がないことを知っていますか。	30	
(30) 連載会等で使った、人気漫画のキャラクターを描いたプラカードや看板を、体育館に掲示する場合、著作権者の許諾を得ておく必要があることを知っていますか。	31	
(31) アニメのキャラクターを使った児童の図工作品を展覧会に出品すると、著作権の問題があることを知っていますか。	32	

児童生徒の作品にも著作権があることを知っていますか。

33

- (32) 職員会の資料として、新聞の社説をコピーして配布することは、著作権の問題があることを知っていますか。
- (33) 市販の様々な問題集から適当に問題を集めて問題集を作り、これを授業中に生徒に配布することはないですか。

34

- (34) 市販の様々な問題集から適当に問題を集めで問題集を作り、これを授業中に生徒に配布することはないですか。
- (35) 美者が副読本の見本をたくさんくれたので、その中から必要なものを抜粋して、児童生徒用の参考資料集を作る時は、著作権の問題があることを知っていますか。

36

- (36) 若作権者の了解を得ないで、音楽や映像を配信する違法サイトが増えており、違法サイトを知りながら、そこから音楽や映像をダウンロードすることは、著作権の問題があることを知っていますか。

37

著作権	(右の回答欄に、あてはまる数字 (1~5) を書い	回答欄
てください。)		
(37) 新聞記事や図書の一部について、学級通信や学校便りへの掲載、職員会資料、教科研究会における使用が認められないことを、不使用だと思いますか。	38	
(1:強く感じる 2:ある程度感じる 3:あまり感じない 4:ほとんど感じない 5:分からない)	39	
(38) 囲碁人の著作権に関する意識や関心が高まつたと感じますか。	40	
(1:強く感じる 2:ある程度感じる 3:あまり感じない 4:ほとんど感じない 5:分からない)	41	
(39) 学校では、著作権法第 35 条(学校その他の教育機関における複製)について、授業で用いる場合、授業で行なう教員や児童生徒に対する著作物の複製が認められています。しかし、著作物の複製は、学級通信や学校便りへの掲載、職員会資料、教科研究会における使用、学校ホームページへの掲載は認められていません。あなたは、今後、国は、著作権について、どのような方向で取組んでいくべきだと思いますか。	42	
(1:これまでのまま 2:規制を緩和すべき 3:規制を厳しくする分野と緩和する分野の両面でよい 4:現状のままでいいが、法の趣旨をもと周知すべき 5:分からぬ)	43	

1~5の数字を記入してください

著作権の取り扱いについて、困っていることや改善してほしいことがあつたら書いてください。

アンケート作成 横浜市中等学校教育会情報教育部会
ご協力ありがとうございました。

以上でアンケートは終めです。封筒に入れてご提出ください。
お忙しいところ多くの勇人にご回答いただき、誠に有難うございました。